ホ　「新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」に係る事案
ヘ　「口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口」に係る事案
ト　「円高等対策特別相談窓口」に係る事案
チ　「日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口」に係る事案
リ　「株式会社武富士関連特別相談窓口」に係る事案
ヌ　「平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」に係る事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十四年三月三十一日までとする。

第二章　災害等に係る事案

（対象となる者）

第三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第五号に規定する業務をいう。以下同じ。）の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第一号に規定する事案については、同号に係る災害により被害を受けた者

二　第一条第二号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（利子補給金の支給に関する事項）

第四条　利子補給金の支給（法第十一条第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）については、指定金融機関（法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　利子補給金の支給の対象となる者は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による直接の被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。）を除いたものをいう。以下同じ。）であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの又は当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものとする。

二　利子補給金の支給の対象となる貸付金の限度額は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり貸付金のうち一千万円（組合については三千万円）とする。

三　利子補給金の利子補給率は、年〇・九パーセントとする。

四　利子補給金の支給の対象となる特定資金の貸付け等は、平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月十一日までに実施されるものとし、支給期間は、当該貸付け等の日から三年間とする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第五条　ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）を原資とする特定資金の貸付け等の限度額は、次に掲げるものには適用しないものとする。

一　社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたもの

二　第一条第一号ロ及び同条第二号ヌに掲げる事案

2　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第一条第一号ロ及び同条第二号ヌに掲げる事案に係る危機対応業務の対象となる中堅企業等に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

（損害担保取引に関する事項）

第六条　損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補てんをいう。以下同じ。）については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付けと同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計（前号に掲げるものを除く。）して四億八千万円（平成二十三年九月三十日までは、七億二千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

第三章　雑則

（実施状況に関する報告）

第七条　指定金融機関は、第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等に係る毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

二　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第八条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第九条　主務大臣は、第一条に掲げる各事案については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

〇文化庁告示第三十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項により告示する。

平成二十三年四月十二日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
坂州不整合	平成二十三年文部科学省告示第十三号	那賀町（徳島県）

〇厚生労働省告示第百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　1　健康保険組合の名称　TMG健康保険組合
　　2　事務所の所在地　埼玉県戸田市下前一丁目十三番十九号
　　3　設立事業所の名称及び所在地　医療法人社団東光会　埼玉県戸田市　外二十五事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十二日

二　1　健康保険組合の名称　オオゼキ健康保険組合
　　2　事務所の所在地　東京都世田谷区松原四丁目十番四号
　　3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社オオゼキ　東京都世田谷区　外一事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十二日

三　1　健康保険組合の名称　FR健康保険組合
　　2　事務所の所在地　東京都港区赤坂九丁目七番一号
　　3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ファーストリテイリング　山口県山口市　外六事業所
　　4　認可の年月日　平成二十三年三月二十二日